

令和3年度

第11回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和3年度第11回江別市農業委員会定例総会議事録

令和4年3月30日（水） 午後3時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員（20名）

佐藤 和人
大井川 和雄
西 純一
三好 雄一
百瀬 誠記
田中 浩一
中田 和孝
清水 雅彦
山田 保彦
伊藤 良明
保倉 浩行
中島 清文
佐藤 昇
得能 謙二
渡部 正廣
工藤 多希子
山口 利夫
長谷川 礼子
松下 博樹
浅野目 貴史

2 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	岩	湊	淑	仁
	主幹	前	田	幸	一
	主任	大	野	慶	廣
	主任	岩	佐	吉	記
	主任	金	澤	由	希

3 議事日程

- | | | |
|-------|------------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 報告第46号 | 現況証明願及び照会について |
| 日程第5 | 報告第47号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第6 | 報告第48号 | 農地法第4条の規定による届出について |
| 日程第7 | 報告第49号 | 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について |
| 日程第8 | 報告第50号 | 第5回農政常任委員会開催結果報告について |
| 日程第9 | 報告第51号 | 第12回農地常任委員会開催結果報告について |
| 日程第10 | 議案第37号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第11 | 議案第38号 | 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分） |
| 日程第12 | 議案第39号 | 第12回農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第13 | 議案第40号 | 農用地利用配分計画の案の作成に係る意見について |
| 日程第14 | 議案第41号 | 江別市農業委員会事務局組織に関する規程等の一部を改正する規程の制定について |

4 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和3年度第11回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は20名で、定足数に達しております。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、百瀬委員、得能委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
令和3年度第11回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。
令和4年3月30日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
○事務局長 ご報告申し上げます。
令和3年度第10回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
以上でございます。
○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第46号

- 議長 日程第4 報告第46号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
岩佐主任。
○岩佐主任 報告第46号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。

今回提出がありましたのは、No.28からNo.29の計2件でございます。

土地の所在等は記載のとおりで、2件 全2筆 公簿地目 畑699.00㎡を内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。

これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第46号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第46号を終結いたします。

◎報告第47号

○議長 日程第5 報告第47号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 報告第47号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明申し上げます。

これは、農業委員会総会での許可決議を受けることなく相続等により農地の権利を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

今回提出がありましたのはNo.6の1件で、土地の所在等は記載のとおりでございます。内容につきましては、個人の相続によるものでございます。

以上、現況地目 畑12筆、その他・宅地1筆、計74,853.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより報告第47号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第47号を終結いたします。

◎報告第48号

○議長 日程第6 報告第48号 農地法第4条の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 報告第48号 農地法第4条の規定による届出について、ご説明申し上げます。

これは、市街化区域内にある農地を農地以外のものへ転用する旨を農業委員会に届けるものでございます。

今回届出がありましたのは、No.1の1件でございます。

土地の所在等は記載のとおりで、現況地目 その他1筆 計188.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

- 議長 これより報告第48号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第48号を終結いたします。

◎報告第49号

- 議長 日程第7 報告第49号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

岩佐主任。

- 岩佐主任 報告第49号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、ご説明申し上げます。

今回通知がありましたのはNo.23からNo.29の7件で、全9筆 畑 合計面積125,003.00㎡でございます。

内容につきましては、それぞれ賃貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

- 議長 これより報告第49号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第49号を終結いたします。

◎報告第50号

- 議長 日程第8 報告第50号 第5回農政常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農政常任委員長の報告を求めます。

農政常任委員長。

- 農政常任委員長 報告第50号 令和3年度第5回農政常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件につきましては、「令和5年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について」の1項目です。

意見書の原案について事務局から説明を受け、引き続き次回も意見書を修正することといたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第50号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第50号を終結いたします。

◎報告第51号

○議長 日程第9 報告第51号 第12回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○農地常任委員長 報告第51号 令和3年度第12回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 農地法第3条の規定による許可申請について

付議事件2 農地法第4条の規定による許可申請について(知事処分)

付議事件3 第12回農用地利用集積計画の決定について

付議事件4 農用地利用配分計画の案の作成に係る意見について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第51号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第51号を終結いたします。

◎議案第37号

○議長 日程第10 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.15の1件でございます。

No.15は、土地所有者個人と、該当地周辺のほぼすべての土地を営農する個人との間で所有権の移転がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

○議長 これより議案第37号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第37号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請1件、可とする決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第38号

○議長 日程第11 議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について(知事処分)をご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.3の1件でございます。

本件は、市街化調整区域内において自己が所有する農地での転用で、北海道知事処分事件になるものでございます。

転用目的は、農家住宅を建設し、関係する用地を整備するために農地転用するものであります。

本案件における農地転用はやむを得ないものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと思えるほか、農地法等関係条項に照らし許可相当であると思えられます。

以上、1件 田1筆639.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第38号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第38号を採決いたします。

農地法第4条の規定による許可申請について知事処分、申請1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第39号

○議長 日程第12 議案第39号 第12回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

岩佐主任。

○岩佐主任 議案第39号 第12回農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江別市から農業委員会に対して農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、利用権設定に係るものが19件67筆532,105.43㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長 これより議案第39号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限がございますので、利用権設定のNo.100を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

利用権設定のNo.100を除き採決いたします。

第12回農用地利用集積計画の決定について、申出18件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き議案第39号の利用権設定のNo.100に対する質疑に入りますが、伊藤委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(伊藤委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第39号の利用権設定のNo.100を採決いたします。

第12回農用地利用集積計画の決定について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

伊藤委員の復席を願います。

(伊藤委員復席)

◎議案第40号

○議長 日程第13 議案第40号 農用地利用配分計画の案の作成に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

前田主幹。

- 前田主幹 議案第40号 農用地利用配分計画の案の作成に係る意見について、ご説明申し上げます。

これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき江別市が作成した農用地利用配分計画の案について、市より当農業委員会の意見を求められているものでございます。

計画の案は、賃借権の設定1件2筆 畑19,691.00㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

江別市への意見書案につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

- 議長 これより議案第40号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第40号を採決いたします。

農用地利用配分計画の案の作成に係る意見について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第41号

- 議長 日程第14 議案第41号 江別市農業委員会事務局組織に関する規程等の一部を改正する規程の制定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

前田主幹。

- 前田主幹 議案第41号 江別市農業委員会事務局組織に関する規程等の一部を改正する規程の制定について、ご説明申し上げます。

これは、令和4年4月1日付け人事異動に係る組織改編等に伴い、関係する規程の一部を改正するもので、農業委員会事務局長の職位を課長職から部次長職とし、市長部局等や関係団体との調整機能を強化するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

事務局組織に関する規程では、第3条(職制)の第1項、「局長」を「事務局長及び参事」に改め、事務局職員職名規程では、第2条(職名)中、「事務局長」の次に、「参事」を加え、事務局処務規定では、第12条(読替規定)中、「課長とあるを事務局長に読替える」を「「部長」及び「次長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「参事」と読み替える」に改めるものであります。

なお、附則において施行期日を令和4年4月1日とするものであります。

以上であります。

- 議長 これより議案第41号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第41号を採決いたします。

江別市農業委員会事務局組織に関する規程等の一部を改正する規程の制定について、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
令和3年度第11回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後3時53分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月30日

議長（会長）

署名委員

署名委員